

# 令和5年度公正取引委員会政策評価実施計画

令和5年3月31日

公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

## 1 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

## 2 計画期間内に実施する事後評価の対象

### (1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、次のとおりとする。

#### ○ 独占禁止法違反行為に対する措置等

- ・ 企業結合の迅速かつ的確な審査（令和元年度ないし令和4年度）
- ・ 独占禁止法違反行為への厳正な対処（令和元年度ないし令和4年度）

### (2) 法第7条第2項第2号の規定に該当する施策

該当するものはない。

### (3) 法第7条第2項第3号の規定に該当する施策

該当するものはない。

## 3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象とする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」（令和5年3月31日施行）に基づき、計画的に事後評価を実施する。

事後評価の実施に当たっては、施策等がその目的の達成に貢献しているかどうかを把握・分析することにより、施策の見直し・改善に有益な情報が得られるよう、政策の特性に応じた方法を選択する。

以上